

民法 Chapter 28

Date

/

Date

/

Date

/



名古屋に在住するAは、仙台に在住するBが所有し愛用している複数の中古車のうち、「甲」を100万円で買い受けたいと考えた。そこで、AはBに対し、11月11日、承諾の期間を定めずに甲の売買契約を申し込むための手紙（以下「本件手紙」という。）を出し、本件手紙は11月13日にBに届いた。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。なお、日付は、すべて同じ年のものである。

- 1 本件手紙は、Aが表記を誤ったために、「乙を1,000万円でお譲り下さい。」という内容のものであった。これに対し、Bが11月14日に「乙を1,000万円でお譲りします。」という返事の手紙を出した場合、Aに軽過失があったときは、Aは錯誤による取消しをBに主張することが一切できない。
- 2 本件手紙は、買い受ける中古車や価格を特定せずに「お持ちの中古車のどれかをお譲り下さるお気持ちはありませんでしょうか。」という内容のものであった。これに対し、Bが11月14日に「100万円でよろしければ甲をお譲りします。」という返事の手紙を出し、これが11月15日にAに到達した場合、A・B間に甲の売買契約が成立する。
- 3 本件手紙は、「甲を100万円でお譲り下さい。」という内容のものであった。ところが、Aは気が変わり、撤回権を留保していなかったにもかかわらず、「本件手紙が届いたかと思いますが、その件はなかったことにして下さい。」という内容のファクシミリを送信し、これが本件手紙の届いた直後にBに届いた。これに対し、Bが11月14日に「甲を100万円でお譲りします。」という返事の手紙を出し、これが11月15日にAに到達した場合、A・B間に甲の売買契約が成立する。

4 本件手紙は、「甲を100万円でお譲り下さい。」という内容のものであった。ところが、11月12日にAが死亡していた。これに対し、BがA死亡の事実を知らずに11月14日に「甲を100万円でお譲りします。」という返事の手紙を出し、これが11月15日にAの住所地に到達した場合、甲の売買契約は成立しない。

5 本件手紙は、「甲を100万円でお譲り下さい。」という内容のものであった。これに対し、Bが11月14日に「200万円であれば、甲をお譲りします。」という返事の手紙を出し、これが11月15日にAに到達した。その後、Aが11月16日に「それでは、200万円で甲を買います。」という手紙を出し、これが11月17日にBに到達した場合、Bの返事がAに到達した11月15日の時点で、A・B間に甲の売買契約が成立する。

正解
3

[契約の意義・成立] 契約の成立

1 誤り

民法95条1項柱書は、「意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が**法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。**」と規定し、同項1号は、「**意思表示に対応する意思を欠く錯誤**」を掲げている。この点について、本肢のように**表示自体を誤るもの**（表示上の錯誤）も、ここでいう「**錯誤**」に含まれると解されている。また、錯誤が表意者の**重大な過失**によるものである場合、原則としてその意思表示を**取り消すことができない**（同条3項）とされるところ、本肢のようにAの過失が**重大な過失**にあたらなるときは、Aはなお取消しを主張し得る。したがって、Aは**錯誤による取消しをBに主張することが一切できない**わけではない。

2 誤り

申込みとは、**特定の内容を有する契約を締結しようとする意思表示**をいう。相手方の意思表示を待つて契約を成立させるかどうかを考慮する余地を残した場合は、契約の申込みの前段階にあたる**申込みの誘引**である。本肢の場合、本件手紙の内容は目的物と代金が特定されておらず、特定の内容を有する契約を締結しようとする意思表示とはいえない。したがって、Bが11月14日に出した返事の手紙が、甲の**売買契約の申込み**となるため、これに対するAの承諾がなければ、A・B間において甲の**売買契約は成立しない**。

3 正しい

承諾の期間を定めなでした申込みは、申込者が**承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回権を留保したときを除き、撤回することができない**（民法525条1項）。本肢の場合、Aによる申込みがBに到達した直後に、これを撤回するファクシミリが届いており、相当な期間を経過したとはいえない。そのため、この時点では、Aは**申込みを撤回することができない**。

そして、意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる（同法97条1項）ところ、「甲を100万円でお譲りします」とする旨のBの承諾の通知は、11月15日にAに到達している。したがって、A・B間において甲の売買契約が成立する。

4 誤り

申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない（民法526条）。本肢の場合、Aは、本件手紙を出した後の11月12日に死亡しているところ、BはA死亡の事実を知らないため、原則としてAの意思表示は効力を妨げられない（同法97条3項）。したがって、Bが「甲を100万円でお譲りします」とする旨の返事の手紙を出し、これがAの住所地に到達した場合、甲の売買契約は成立し得る。

5 誤り

承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなされる（民法528条）。本肢の場合、Bが11月14日に出した「200万円であれば、甲をお譲りします」とする旨の返事の手紙は、Aに対する新たな甲の売買契約の申込みとなる。したがって、A・B間において甲の売買契約が成立するのは、Aがこれに対する承諾の通知を発し、その承諾の通知がBに到達した11月17日である（同法522条1項、同法97条1項）。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。